

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・平成28年度第二次補正予算案（保育対策関係）について…………… 1
- ・平成29年度保育対策関係予算概算要求が示される…………… 4
- ・平成29年度税制改正要望（子ども・子育て関連）が示される…………… 5

## 平成28年度第二次補正予算案（保育対策関係）について

去る平成28年8月厚生労働省から示された平成28年度第二次補正予算案は、平成28年10月11日、政府案どおり成立しました。

平成28年度第二次補正予算の保育対策関係予算は544億円です。保育園等の整備の推進、保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等、認可外保育施設における事故防止等の推進の3項目にわたる内容について、基本的考え方が以下の通り示されています。

- 保育の受け皿拡大の加速化（平成29年度分の前倒し）を図るため、市町村が実施する保育園等の整備に要する費用について、補助を行う。
- 保育園等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。
- 保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増（20万円⇒40万円）する。
- 未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名⇒2名）できるよう保育補助者雇上支援を拡充する。
- 保育園等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部について貸付を行う。
- 認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策のためのカメラの設置等の費用について、補助を行う。

それぞれの項目の詳細については、以下の通りです。

### 1 保育園等の整備の推進

保育の受け皿拡大の加速化（平成29年度分の前倒し）を図るため、市町村が実施する保育園等の整備に要する費用について、補助を行う。

また、保育園等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。

## 保育所等の整備支援

42,691百万円

保育所等整備交付金

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備などの実施に要する経費について、保育所等整備交付金により交付する。また、待機児童解消加速化プランに基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ（1/2→2/3）して、保育園等の整備を推進する。

また、施設の防犯対策を強化する観点から、フェンス等外構等の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等を進める。

### ・ 保育所等整備交付金

保育所緊急整備事業

小規模保育整備事業

防犯対策強化事業【新規】

補助率国1/2、市町村1/4、設置主体1/4

※ 保育所緊急整備事業及び小規模保育整備事業について、待機児童解消加速化プランに参加する場合は、国2/3、市町村1/12、設置主体1/4

## 2 保育士についての再就職準備金貸付事業の拡充等

保育士の確保が特に困難な地域における潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の倍増、未就学児のいる保育士の割合が多い保育園等における保育補助者雇上げの更なる支援、保育園等に勤務する保育士へのファミリー・サポート・センターの利用料など、潜在保育士の再就職支援や保育士の業務負担軽減等による就業継続支援を図る。

### 1. 潜在保育士の再就職支援の促進

2,917百万円

保育対策総合支援事業費補助金

有効求人倍率の高い地域や被災地域など、保育士の確保が特に困難な地域において、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金を倍増（20万円→40万円）する。

### ・ 保育士修学資金貸付等事業（潜在保育士の再就職支援事業）【拡充】

【補助率】 国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】 就職準備金40万円（1回を限度）

※貸付額を20万円から40万円に倍増

【返還免除】 当該潜在保育士が当該保育園等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

### 2. 保育士の業務負担軽減

5,060百万円

保育対策総合支援事業費補助金

未就学児のいる保育士の割合が多い施設において、短時間勤務の保育補助者を追加配置（1名→2名）できるように保育補助者雇上支援を拡充する。

- ・保育士修学資金貸付等事業（保育補助者雇上支援事業）【**拡充**】

【補助率】国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】保育補助者（短時間勤務）に係る賃金  
（最高2,215千円（年額））

※1名→2名に拡充

【返還免除】保育補助者を採用後、当該保育補助者が原則として3年以内に保育士資格を取得又はこれに準じた場合は、貸付金の返還を免除

### 3. 保育士の離職防止に向けた取組

3,222百万円

保育対策総合支援事業費補助金

保育園等に勤務する未就学児のいる保育士に対し、ファミリー・サポート・センター事業等の利用料金の一部について貸付を行う。

- ・保育士修学資金貸付等事業（未就学児のいる保育士の子どもの預かり支援事業）【**新規**】

【補助率】国9/10、都道府県又は指定都市1/10

【貸付額】ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の半額

【返還免除】当該保育士が当該保育園等において2年以上勤務したときは、貸付金の返還を免除

### 3 認可外保育施設における事故防止等の推進

認可外保育施設については、毎年、認可の施設・事業に比べ死亡事故の報告件数が多いこと、また、施設の防犯対策を強化する観点から、認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のためのカメラの設置等、認可外保育施設での事故予防・防犯対策に必要な費用を支援する。

#### 認可外保育施設における事故防止等の推進

512百万円

保育対策総合支援事業費補助金

認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設に対し、事故防止や事故後の検証及び防犯対策のためのカメラの設置等の費用について、補助を行う。

- ・認可外保育施設事故防止等推進事業【**新規**】

・補助率国3/4、都道府県又は市町村1/4

# 平成29年度保育対策関係予算概算要求について

去る平成28年8月、厚生労働省は平成29年度予算の概算要求をまとめました。一般会計の総額は31兆1,217億円の要求額となり、平成28年度当初予算との比較では、2.7%伸びて、8,108億円の増となりました。

平成29年度保育対策関係予算概算要求額は1,060億円です。

なお、子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成28年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討するとされ、また、保育士等の更なる処遇改善として、保育人材確保のため、「ニッポン一億総活躍プラン」、「未来への投資を実現する経済政策」（平成28年8月2日閣議決定）等に盛り込まれた保育士等の処遇改善の実現を含め検討を行い、必要な対応を行うとしています。

加えて、企業主導型保育事業の着実な実施として、平成29年度末までの待機児童の解消に向け、子ども・子育て支援法改正法に基づく企業主導型保育事業を着実に実施し、最大5万人分の保育の受け皿を確保するとしています（824,527百万円＋事項要求772,378百万円）。

平成29年度保育対策関係予算の基本的考え方は、次のとおりです。

（平成28年度予算） （平成29年度概算要求）

987億円 → 1,060億円【厚生労働省予算】

- 「待機児童解消加速化プラン」に基づき平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る
- 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置を支援
- 必要となる保育人材を確保するための宿舍借り上げ支援の拡充、市町村における人材確保の取組の支援、離職者の再就職支援の強化を行うなど、総合的な保育人材確保策を推進
- 保育園等における事故防止のための研修や巡回指導により、安心かつ安全な保育の実施を支援

（注）子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業等に係る経費については、別途、内閣府において平成28年度予算額と同額を要求し、事項要求の取扱いとして予算編成過程で検討する。

平成29年度保育対策関係予算の概要及び各項目の内容は、別添をご参照ください。

## 【別添】

○平成29年度保育対策関係予算概算要求の概要

○平成29年度予算概算要求保育対策関係予算の概要（参考資料）

# 平成 29 年度税制改正要望（子ども・子育て関連）が示される

去る平成 28 年 8 月、平成 29 年度税制改正要望が示されました。「少子化対策の推進」及び「子供の貧困対策の推進」に関する事項等について、内閣府・厚生労働省・文部科学省により要望されています。要望事項の内容については、それぞれ以下の通りです。

## 平成 29 年度税制改正要望（子ども・子育て関連）

### 1. 少子化対策の推進

①～略～

②保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置〔新設・拡充〕

#### 要望内容

- ・保育所等の整備に当たり近隣住民の反対が起きるといった事例も生じ、土地の確保を円滑にすること等により保育所等の整備が促進されるよう、全国知事会や全国市長会からも土地利用等に関する税制優遇を求める声が上がっている。
- ・これを受けて、保育所等の敷地として貸与されている土地を相続した場合又は贈与を受けた場合において、その後も当該土地を引き続き一定期間保育所等に貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税とすることを要望する。

＜内閣府、厚生労働省、文部科学省による共同要望＞

③子育て支援に係る税制上の措置の検討〔新設〕

#### 要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

＜内閣府＞

④子育て支援に要する費用にかかる税制措置の創設〔新設〕

#### 要望内容

仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずるもの。

＜内閣府、厚生労働省による共同要望＞

### 2. 子供の貧困対策の推進

①教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充〔拡充〕

#### 要望内容

孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、貧困の状況にある子供に贈与した場合には、孫等に限らず、贈与税を非課税とするよう拡充する。

＜内閣府、厚生労働省、文部科学省、金融庁による共同要望＞

※主な関連事項を全保協事務局で抜粋。

各府省庁からの要望事項は、財務省ホームページからご覧いただくことができます。

O[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/request/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/index.htm)